

○ 千葉県情報公開推進会議の設置について

1 設置の根拠等

- (1) 設置に至る経緯
 - ・千葉県情報公開推進委員会の提言 平成15年9月
 - ・千葉県情報公開審査会の答申 平成16年8月
- (2) 設置年月日 平成17年7月7日
- (3) 設置の趣旨 情報公開制度の充実と円滑な運用のために、制度の運営の改善について県民の意見を取り入れ検討し、併せて開示請求者等からの情報公開事務に関する苦情の処理を行う附属機関として設置
- (4) 設置の根拠 千葉県行政組織条例第28条 別表第2、第29条 別表第3
- (5) 権能等の規定 千葉県情報公開条例第27条の2
千葉県議会情報公開条例第28条の2

(参 考)

千葉県行政組織条例（抄）

（設置等）

第28条 県に別表第2上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

2項、3項（略）

（組織等）

第29条 前条第1項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第3のとおりとする。

2項（略）

別表第2

附属機関名	担任する事務
千葉県情報公開推進会議	情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。

別表第3

附属機関名	組織	委員の構成	定数	任期
千葉県情報公開推進会議	会 長	1 学識経験を有する者	5人以内	2年
	委 員	2 住民の代表者	10人以内	

千葉県情報公開条例（抄）

（推進会議）

第27条の2 千葉県情報公開推進会議（以下「推進会議」という。）は、情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議するため、必要な情報の提供を実施機関その他推進会議が必要と認めるものに求めることができる。この場合において、当該情報の提供が行政文書の提示により行われたときは、何人も、推進会議に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

- 2 県民は、情報公開制度の運営の改善に関する意見を推進会議に対して述べることができる。
- 3 開示請求をし、又はしようとするものは、実施機関の情報公開に係る事務についての苦情があるときは、推進会議に対し、その旨を申し出ることができる。ただし、次の各号に掲げる苦情については、これを申し出ることができない。
 - (1) 審査会の調査権限についての苦情
 - (2) 開示決定等について行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情
 - (3) 開示決定等について行政不服審査法による不服申立てを行った場合における当該不服申立てに係る苦情
- 4 推進会議は、前項の規定による苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。
- 5 推進会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 具体的な活動

- (1) 制度の運営の改善についての調査審議
情報公開制度の充実と円滑な運営のため、請求、決定等の情報公開事務の状況等に基づき、制度の運営の改善について調査審議する。
- (2) 情報公開事務に関する苦情処理
情報公開事務に関する苦情を受け付け、第三者的立場から事情等を調査し、これらの苦情を処理する。

○ 千葉県情報公開推進会議の活動実績について

1 第5期の活動実績(平成25年7月7日～平成27年7月6日)

(1) 会議(全体会)開催の状況

情報公開推進会議では、情報公開制度の運営の改善について調査審議するとともに、開示請求者等から申出のあった苦情の処理結果の報告などを行っている。

ア 平成25年度第2回会議(平成25年9月24日)

- (ア) 会長の選出、職務代理者の指定、部会の委員の指名が行われた。
- (イ) 千葉県情報公開推進会の組織・運営について及び第4期(平成23年7月7日～平成25年7月6日)の活動実績及び苦情処理調査部会についての説明があり、質疑があった。
- (ウ) 開示請求等運用状況及び情報提供の状況について説明があり、質疑があった。

イ 平成26年度第1回会議(平成24年6月12日)

- (ア) 知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の改正(全部開示決定通知書様式に教示をする改正)について説明があり、意見があり、了承された。
- (イ) 電磁的記録の写しの交付に際しての記録媒体の取扱いについて説明があり、質疑及び意見があり、了承された。
- (ウ) 開示請求等運用状況について説明があり、質疑があった。
- (エ) 平成25年度及び平成26年度になされた苦情申出の概要及び苦情処理調査部会が処理した18件の苦情の処理結果についての報告・説明があり、質疑及び意見があった。

(2) 苦情処理調査部会の開催状況

苦情事案に係る調査を行った調査委員は、調査の結果を部会に報告し、部会において苦情処理に関する検討を行った結果、関係する実施機関等の対応に問題があったと認めるときは、実施機関等に対し、問題点を指摘し、是正等に関する意見を通知することとしている。

ア 平成25年度の苦情処理状況

平成25年度は、17件(申出実人数1名)の苦情申出があり、実施機関に是正を求めた事案は0件であった。

・第1回部会(平成25年9月24日)

・第2回部会(平成26年3月17日)

イ 平成26年度の苦情処理状況

平成26年度は、6件(申出実人数2名)の苦情申出があり、実施機関

に是正を求めた事案は2件であった。

- ・第1回部会（平成26年6月27日）
- ・第2回部会（平成27年3月5日）

2 苦情処理について

苦情処理の検討の結果、実施機関に対し改善の必要が認められる事項について、是正等に関する意見を通知した。

是正を求めた主な内容は、①開示請求に係る個人情報の漏えい、②対象文書の特定や特定に係る補正の手続、③開示決定等の期限の徒過、④異議申立てに対する処理、⑤異議申立てに係る文書の保存期間の設定、⑥開示を実施する文書の処理、⑦開示請求者に対する対応、などについてである。

【参考】苦情処理状況（件）

年度 処理結果	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	計
実施機関に 是正を求め た事案	4	1	1	6	5	7	6	5	0	2	37
実施機関の 対応に不適 切な点があ った事案	7	9	12	19	4	9	16	10	15	4	105
行政不服審 査法など他 制度により 処理される べき事案	9	2	2	0	0	0	3	3	2	0	21
取下げの事 案	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2
処理中の事 案	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度別苦情 件数	20	12	16	25	9	16	25	19	17	6	165
（申出実人 数）名	（6）	（2）	（2）	（2）	（6）	（2）	（2）	（2）	（1）	（2）	（11）

*H27年度の苦情申出件数は、12件（H27.9.16現在）（申出実人数2名）

【平成21年8月27日付け情公推第29号別紙】 ※平成23年3月改正

苦情処理調査部会の運営について

苦情処理調査部会においては、部会を構成する委員以外の委員にも下記のとおり部会に参加いただくこととしている。

記

1 委員の選任について

ア 原則は情報公開推進会議委員の名簿順に、部会に参加する旨事前に回答があった委員を選任するものとする。

イ 部会への参加の可否については、事前に委員に確認するものとする。

2 委員の身分について

苦情処理調査部会を構成する委員ではなく推進会議の委員として、部会に関与するものとする。

3 委員と申出人の利害関係の有無について

苦情申出や開示請求を一緒にやっていたなど、委員と苦情申出人の関係が強い場合は選任しないものとする。その他、利害関係の有無については苦情処理調査部会で検討するものとする。

4 委員が関与する範囲について

ア 部会を構成する委員とともに調査にあたり、部会の会議で意見を述べるものとする。

イ 部会での最終的な議決・判断にあたっては、委員の意見を尊重するものとする。

この場合において、意見が一致せず、部会で議決することが適当でないと部会長が判断する場合は、推進会議に報告するものとする。